

社会福祉法人野沢温泉村社会福祉協議会役員等報酬規程

(平成29年1月11日規程第3号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野沢温泉村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、非常勤の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役職員の旅費に関する規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

※平成29年6月16日評議員会承認

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報 酬 (日額)
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人業務等のための出勤	5,000円

(2) 理事

	報 酬 (日額)
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務等のための出勤	5,000円

(3) 監事

	報 酬 (日額)
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人業務等のための出勤	5,000円

評議員会及び理事会出席報酬等の、3時間以内の会議については、3,000円を報酬とする。

(支給の制限)

野沢温泉村例規集中、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の適用を受ける者・議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける者・特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける公民館長及び社会教育指導員が本会の役員及び評議員を兼ねるときは、第2条に規定する報酬等を支給しないものとする。